

注意事項(共通)

1 記入方法

- (1) 「図面及び各項目の名称・番号等」の欄には、チェック項目ごとに図面と整備箇所(例:「戸(建具)」や「手すり・段・傾斜路等の設置部分」等)との対応関係がわかるように、適宜、名称、番号及び記号等を図面上に付して、その内容を記入してください。
- (2) 「設計内容」の欄には、チェック項目ごとに必要な事項を記入してください。
- (3) 「判定」の欄には、基準に適合する場合には「○」を、適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。ただし、判定の欄が「\」になっている場合には、記入の必要はありません。

2 用語の説明

- (1) 「**段差解消機**」とは、車いす使用者用特殊構造昇降機(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第6号の規定に基づき国土交通大臣が定める構造の昇降機で車いす使用者が円滑に利用することができるもの)をいいます。
- 【該当する項目】
→「2 通路等」
- (2) 「**線状ブロック**」とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差又は輝度比が大きいこと等により容易に識別できるものをいいます。
- 【該当する項目】
→「2 通路等」、「3 乗降場」
- (3) 「**点状ブロック**」とは、視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差又は輝度比が大きいこと等により容易に識別できるものをいいます。
- 【該当する項目】
→「2 通路等」、「3 乗降場」、「4 階段」

3 その他

公共交通機関のうち「鉄道の駅舎」については、改札口(ラッチ)の外側(出入口のある方)が「建築物」、内側(乗降場のある方)が「建築物以外の公共交通機関の施設」に分類され、それについて届出が必要になります。この整備項目表は「建築物以外の公共交通機関の施設」に関する部分のものですので、「建築物」に関する整備項目表も記載するようにしてください。

なお、駅舎内に旅客用の便所が1箇所しかない場合は、設置場所に関わらず「建築物」の基準で審査することになりますので、この整備項目表の「7 便所」の部分は記載不要です。